経済産業省

資料４

非化石価値取引市場について

2020年1月31日

資源エネルギー庁

0. はじめに

- FIT非化石証書については、2018年５月以降取引されており、環境対応に積極的に取り組んでいる小売電気事業者を中心に当該証書が活用されている。
- 2020年度より、全ての非化石電源が非化石証書の対象となることから、本日の作業部会では、以下の項目についてご報告と議論をさせて頂きたい。

本日の議題

1. 非FIT非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて（報告）

2. 非FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて

1.非FIT非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

2.非FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて

非FIT非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

- FIT非化石証書については、2018年度より取引が行われており、当該取引に係る会計・税務上の取り扱いについては、第20回制度検討作業部会（平成30年3月）において整理されている。（次頁参照）
- **2020年度より、非化石証書の対象が全ての非化石電源へと拡大**し、**新たに、発電事業者ー小売電気事業者間で非FIT非化石証書の取引が生じ**、**改めて考え方を整理**する必要があることから、**非FIT非化石証書の取引に伴う会計・税務上（国税）の基本的な考え方について複数の会計士や税務当局に確認を行った**ことから、**確認結果を報告**する。
- また、**法人事業税（地方税）**に関しては、**非FIT非化石証書の取引における税務上の取り扱い**について、令和元年12月20日に閣議決定された**「令和２年度税制改正の大綱」において、所要の措置**が講じられることとなったため、**その税制改正内容の報告**を行う。

（参考）FIT非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

＜平成30年3月第20回　制度検討作業部会より抜粋＞

非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

- 12月に取りまとめた「非化石価値取引市場について」を踏まえ、当該市場で取引される非化石証書の取引等に伴う会計・税務上の基本的な考え方を複数の会計士や税務当局に確認した。
- その結果、非化石証書の取引に係る基本的な考え方は以下の通り。

非化石証書の取得時の会計上の扱い

- 非化石証書を取得した小売電気事業者は、当該取得分の電気を実質再エネ又はゼロエミ電気として表示（環境表示価値）することが認められている点に鑑みれば、非化石証書の取得は、いわば「電気」という商品の販売に当たって、「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加するものと解することが可能。
- こうした経済実態を踏まえれば、非化石証書の取得時は、その取得価額をもって資産計上（流動資産）することが一般的と考えられる。

非化石証書の償却（費用処理、損金経理）について

- 上記の整理を踏まえれば、購入された非化石証書は、販売する電気に「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加し、電気と一体的に販売する（販売電力量≧証書の活用量）ものと解することが一般的。
- このため、取得時に資産として計上された非化石証書は、電気販売と同時に、一体的に活用した分を費用化することが一般的と考えられる。（当該費用化分は、損金性が認められるものと解される。）

※小売事業者間による証書の転売可否については継続検討としていたところ、転売を可能とした場合、利益調整を目的とした小売事業者間の取引が行われる、証書を実需以上に購入することによって小売電気事業者の利益操作が可能となってしまうといった税務上の懸念があることから、当面、小売電気事業者間の証書の転売は出来ない仕組みとする。

※上記の整理を踏まえ、電気事業会計規則等の関連法令の整備を行う。（現在パブコメ中）
なお、上記の整理は現時点における非化石証書取引を前提としており、小売電気事業者間での売買可否や高度化法の義務内容などの変更によりその経済実態が変化した場合、再整理が必要となる可能性がある。

1

非FIT非化石証書の取引に係る基本的な会計整理について

- 非FIT非化石証書の取引においては、**発電事業者が売手**（FIT非化石証書の売手はGIOに限られる）となるため、**発電事業者に非FIT非化石証書の販売収入**が生じる。
- 他方、**非FIT非化石証書の買手はFIT非化石証書と同様に小売電気事業者**となるため、**小売電気事業者における経済行為**は、基本的には**FIT非化石証書の取引と同様**となる。

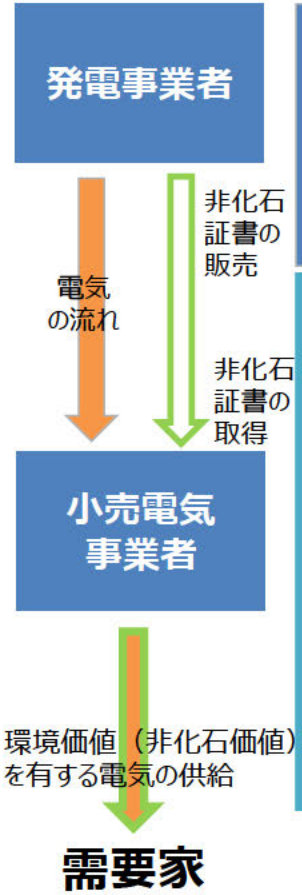

	取引	会計整理
発電事業者	非化石証書の販売	□ 発電事業者は、相対取引または市場取引（非化石価値取引市場）で非FIT非化石証書を販売。**販売の際に販売収益を計上**する。 【新設】（電気事業会計規則にて新たに（項）を設ける） 営業収益－（科目）他社販売電力料－**（項）非化石証書販売収益**
小売電気事業者	非化石証書の取得	□ 小売電気事業者は、相対取引または市場取引で非FIT非化石証書を取得し、**取得額を雑流動資産として計上する。** 【現行規定】（現行の電気事業会計規則にて既に整理済） 流動資産－（科目）雑流動資産－（項）非化石証書
小売電気事業者	非化石証書の使用	□ 小売電気事業者は、取得した非FIT非化石証書を使用し、電気に「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加し環境価値のある電気を販売。**取得時に資産計上した非FIT非化石証書を電気の販売と一体的に使用した分を費用化する**。 【現行規定】（現行の電気事業会計規則にて既に整理済） 営業費用－（科目）他社購入電力料－（項）非化石証書購入費

※なお、電気と非化石証書をセットで販売する相対取引においては、契約内容に基づき電気と非化石証書がセットで発電事業者から小売事業者へ移転することから、電気の計量時点（電力量確定時点）において発電事業者は収益計上する。また、小売電気事業者においても同時点で電気の販売と一体的に活用した非化石証書を費用計上する。（非化石証書の取得と同時に販売する電気に合わせて一体的に活用している）

非FIT非化石証書の取引に係る税務上の取り扱いについて（国税）

- **法人税上の取り扱い**については、会計上の収入・費用の計上のタイミングと整合的に、**会計上、発電事業者の収入として計上される非化石証書販売収益**については**税務上、益金として算入**し、**会計上、小売電気事業者の費用として計上される非化石証書購入費**については**税務上、損金として算入**する。
- **消費税上の取り扱い**については、会計上の発電事業者－小売電気事業者間の非FIT非化石証書の移転のタイミングと整合的に、**発電事業者が証書販売時に課税売上、小売電気事業者が証書取得時に課税仕入**を認識する。

	取引	国税 法人税の取り扱い	国税 消費税の取り扱い
発電事業者	非化石証書の販売	□ 会計上、発電事業者の収入として計上される**非化石証書販売収益**は**益金算入**。	□ **発電事業者が非FIT非化石証書を販売した時点**において、**課税売上**を認識。
小売電気事業者	非化石証書の取得	□ 特になし	□ **小売電気事業者が非FIT非化石証書を取得した時点**において、**課税仕入**を認識。
小売電気事業者	非化石証書の使用	□ 会計上、小売電気事業者の費用として計上される**非化石証書購入費**については**税務上、損金として算入。**	□ 特になし。

非FIT非化石証書の取引に係る税務上の取り扱いについて（地方税）

- 令和元年12月20日に閣議決定された「令和２年度税制改正の大綱」において、非FIT非化石証書の取引に関しては、**小売電気事業者の課税標準となる収入金額の算定において、非FIT非化石証書の購入費用分を控除するよう、**地方税上の措置が講じられる（税制改正）こととなった。税制改正内容は以下のとおり。

＜令和元年12月：「令和２年度（2020年度）経済産業関係　税制改正について」より抜粋＞

（４－３）非ＦＩＴ電源由来の非化石証書の取引における税制上の所要の整備

（法人事業税）

新設

- **再エネ等の非化石電源の投資促進**を図り、**その電気の使用を選択可能**とするため、**環境価値（非化石証書）を取引する市場**を創設。
- **来年度からの電気事業者間の非FIT非化石証書の取引において二重課税が発生**。
- 二重課税による事業者の税負担増加だけでなく、**再エネ主力電源化にも逆行**することから、**小売電気事業者の課税標準となる収入金額の算定において、非FIT非化石証書の購入費用分を控除するよう措置を講じる**。

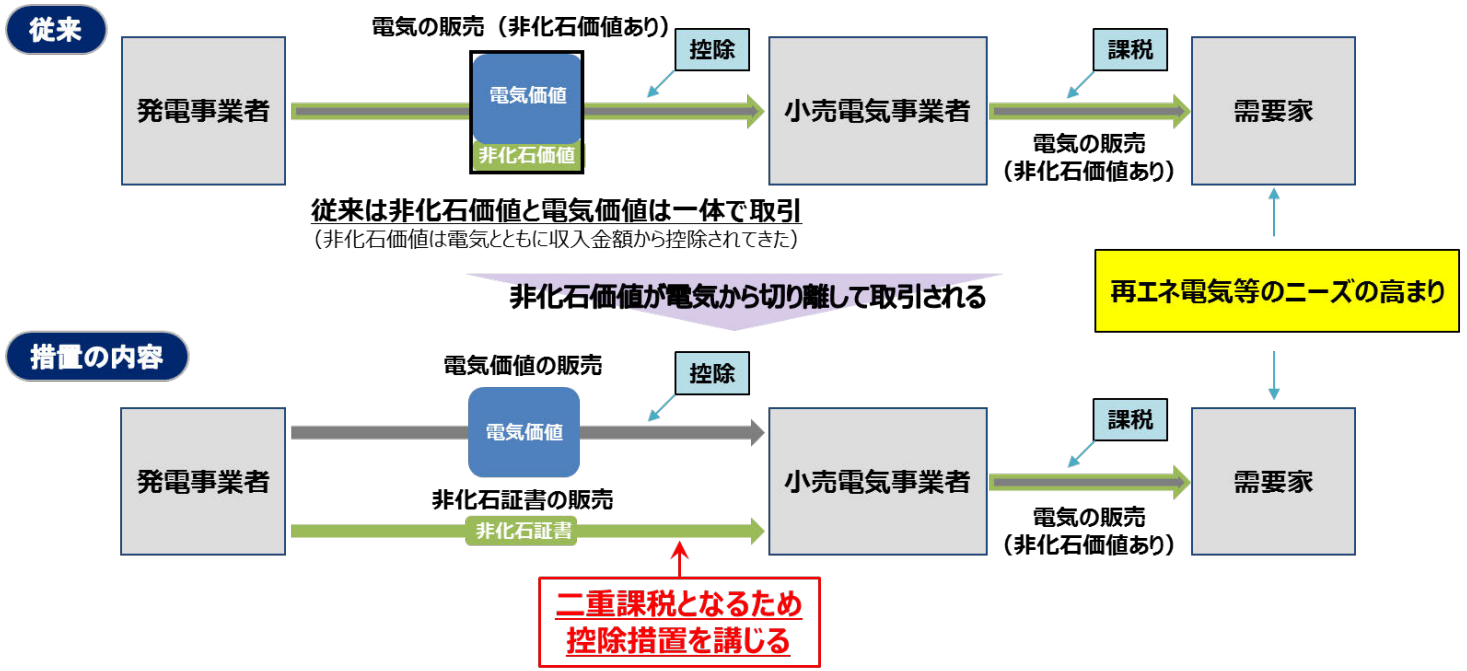

1.非FIT非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

2.非FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて

電気に付随する価値の整理（これまでの整理の内容）

- 電気に付随する価値として、「環境価値」、「産地価値」、「特定電源価値」の３つの価値が存在する。
- 小売電気事業者が調達した電気が非化石エネルギー源に由来する電気の場合、その環境価値（非化石電源としての価値）として、「非化石価値」、「ゼロエミ価値」、「環境表示価値」の３つの価値を有することとされている。なお、非化石証書は、これらの３つの価値を顕在化し、証書化したもの。
- 他方、電源構成表示の根拠となる特定電源価値や産地価値といった価値については、電気の取引における契約によって担保されているものと整理されている。

（※現行の「電力の小売営業に関する指針（以下、「小売営業GL」という。）」に基づくと、非化石証書の持つ**環境価値は、**「小売供給を行うために発電・調達する**電気」に関する電源構成そのものとは異なる**こと等から、**非化石証書を使用したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。**」とされている。）

平成31年3月第30回 制度検討作業部会資料を基に作成

小売が訴求する価値		概要	価値の取引方法
環境価値	非化石価値	• 高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。	非化石証書
	ゼロエミ価値	• 温対法のCO2排出係数がゼロである価値。	
	環境表示価値	• 小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。	
産地価値		• 電気が特定の地域で発電されたものであることを表示し訴求する価値。	電気取引（契約）
特定電源価値		• 電気が特定電源由来のもの（電源種）であることを表示し訴求する価値。（電源構成の基となるもの）	

（参考）電気の持つ環境価値の整理

電気の持つ環境価値の整理

平成28年11月電力システム改革貫徹のための政策小委員会市場整備ワーキンググループ第３回資料より抜粋

- 今回の制度設計において、主たる取引対象として想定されるのは、電気の持つ**「非化石価値」**であるが、本来、電気の持つ「環境価値」として、いくつかの概念が考えられる。
- このため、**非化石価値に加え、下記の２つの価値を含む「環境価値」について、取引とそれに伴う帰属等についての基本的な考え方を整理**するものとしたい。

環境価値	価値の内容
①非化石価値	高度化法上の非化石比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。
	↓ 非化石価値を有する電気の取引を行う際に付随する環境価値
②ゼロエミ価値	温対法上のCO2排出係数が０kg-CO2/kWhであることの価値。
③環境表示価値	小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。

非FIT非化石証書の環境表示価値等の取り扱いについて

- 2020年４月発電分以降、非FIT非化石電源から発電された電気に由来する環境価値は、電気とは切り離され非FIT非化石証書として取引されることになるため、**従前の整理を踏まえ残課題について整理を行う**。
- 非FIT非化石証書の取引に係る非化石価値の取り扱いについては、本作業部会（第27回）での議論を経て第二次中間とりまとめにおいて、また、ゼロエミ価値については、排出係数検討会で整理されている。
- **現行の小売営業GLにおいては、FIT非化石証書に係る電源構成及び環境表示価値の訴求方法について、整理がされており、今般、同様の論点について、非FIT非化石証書についても同様に整理する必要**がある。

小売が訴求する価値		概要	価値の取引方法
環境価値	非化石価値	• 高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。	非化石証書
	ゼロエミ価値	• 温対法のCO2排出係数がゼロである価値。	
	環境表示価値	• 小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。	
産地価値		• 電気が特定の地域で発電されたものであることを表示し訴求する価値。	電気取引（契約）
特定電源価値		• 電気が特定電源由来のもの（電源種）であることを表示し訴求する価値。（電源構成の基となるもの）	

今回の議論の対象

（参考）非FIT非化石証書の環境価値の整理について

平成30年12月第27回制度検討作業部会資料より抜粋

- これまで、**非FIT非化石電源から発電された電気を小売電気事業者が相対契約に基づき調達した場合、当該電気は非化石価値を有する電気として高度化法の非化石電源比率に計上可能**とされてきた。

- 今般の非FIT非化石証書に係る制度導入に伴い、非化石電源から発電された系統電力の非化石価値は非FIT非化石証書に化体※され、この場合、ゼロエミ価値・環境表示価値も併せて証書に付随する。このため、**小売電気事業者が**非FIT非化石電源から電気を相対で調達していても、**非化石証書を調達していない場合は、**当該電気を高度化法の**非化石電源比率に計上することは出来ず、証書に付随する他の環境価値も取得出来ない**こととなる。

※第26回制度検討作業部会において、非化石価値のダブルカウントを回避する方策として、非化石電源を保有する発電事業者が相対取引で非化石価値を有する電気を小売事業者に販売する場合においても、すべて証書化して管理を行う方向で議論がなされた。

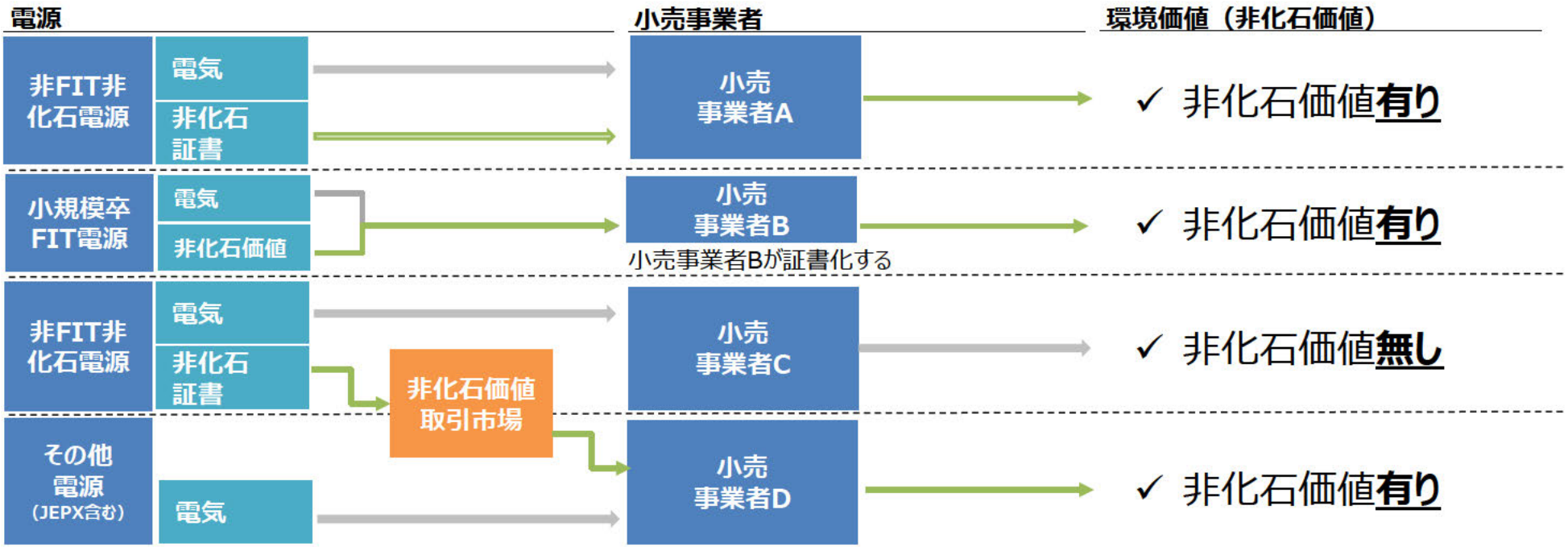

（参考）非FIT非化石電源から調達した電気の排出係数の基本的な考え方について

平成31年3月第16回排出係数検討会資料より抜粋

- 非FIT非化石証書の制度導入以降は、非FIT非化石電源の持つ非化石価値をはじめとする環境価値は、非化石証書に化体されているため、小売事業者が非化石電源から電気を調達した場合においても、基本的には当該電気に環境価値は有さないこととなるため、非化石価値が分離された後の電気を調達した場合の排出係数の基本的な考え方について整理する必要がある。
- FIT非化石証書によって**環境価値が分離されたFIT電気の排出係数については、**第14回排出係数検討会にて議論されており、当該FIT電気を小売電気事業者が調達した場合、当該電気の**基礎排出係数は０、調整後排出係数はFIT証書のCO2削減効果**と整理されている。
- **非FIT非化石証書のもつCO2排出削減効果は**FIT非化石証書同様に、**現時点においては全国平均係数という前頁の整理を踏まえると**、**非FIT非化石証書によって環境価値が分離された「非FIT非化石電源に由来する電気」を調達した場合においては、基礎排出係数を０とし、調整後排出係数は非FIT非化石証書のCO2削減効果を加算すること**としてはどうか。また、当該電気を調達した小売事業者が、**非化石証書を相対或いは市場で調達し、販売する電気に合わせて使用した場合、調整後排出係数はゼロ**となる。

※上記の整理によって、非化石証書を購入しない限りゼロエミ電気は調達できず、また、現行の通達では、小売事業者間による卸取引の際、証書等で係数を調整することはできないこととされているため、小売事業者間の卸取引において、ゼロエミ電気を調達することはできない。今後、排出係数算出等に係る課題がある場合には、必要に応じて検討を行う。

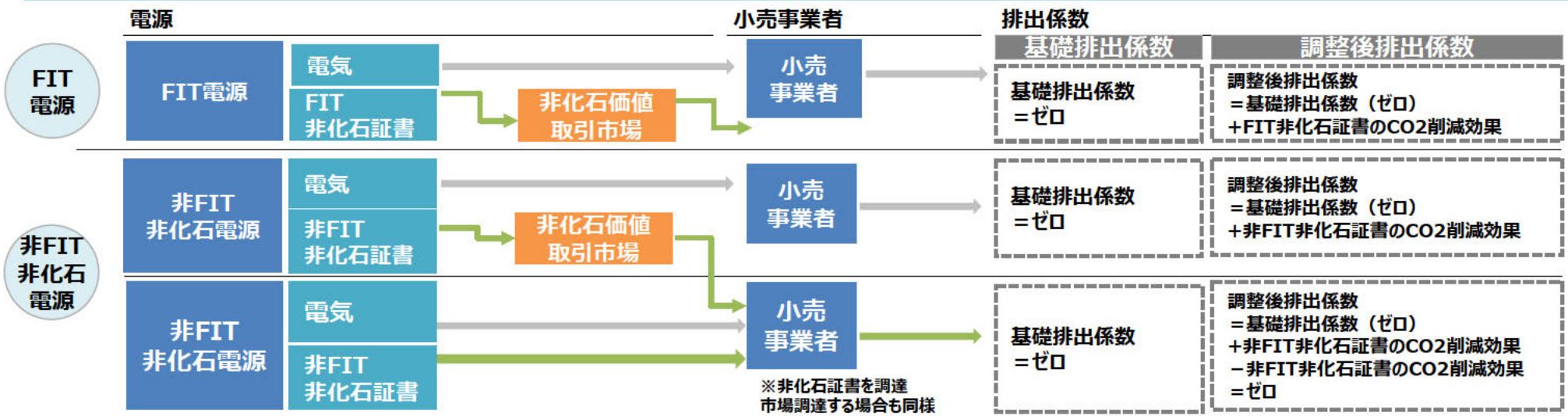

（参考）FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて

- 現行の小売営業GLにおいては、FIT非化石証書を調達する電気に使用した際の環境表示価値や電源構成表示の訴求方法について整理がされている。

iii）ＦＩＴ電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの

小売電気事業者がＦＩＴ電気を販売しようとする場合に、小売電気事業者等が当該電気について説明する際に留意すべき事項は以下のとおりである。
再生可能エネルギーの発電事業者から**ＦＩＴ電気を調達している電気事業者**が、再エネ特措法第２８条第１項の交付金の形で費用補填を受けている場合、**発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、非化石証書の購入分について購入者に帰属するほか**は、**費用を負担した全需要家に薄く広く帰属す**ることとされている。この点を踏まえると、**小売電気事業者がＦＩＴ電気を販売する際には**、当該電気の販売に応じて、その電気に係る調整後二酸化炭素排出量に相当する二酸化炭素削減相当量を基礎づける量の**非化石証書を使用**（非化石証書を償却（費用化）することをいう。以下同じ。）**する場合を除き、当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要**がある（施行規則第３条の１２第２項）。
小売電気事業者が販売するＦＩＴ電気の量に相当する量の非化石証書を当該電気の販売に応じて使用しない場合、**二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法による説明**といえるためには、需要家にとっての分かりやすさの観点から、（ア）「ＦＩＴ電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、（イ）当該小売電気事業者の電源構成全体又は電源を特定しないメニューに占める割合を説明すること、及び（ウ）ＦＩＴ制度の説明をすること、という３要件を満たす必要がある。

iv）非化石証書を使用した場合においてのみ問題となるもの

小売電気事業者が非化石証書を購入した場合に、小売電気事業者等が当該証書に基づき需要家へ訴求をする際に留意すべき事項は以下のとおりである。
非化石価値取引市場について、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること（前述の序（３）参照）等から、**非化石証書を使用したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない**。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したことを理由として**「再生可能エネルギー電気を１００％発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題**となる。
ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書を電気の販売に応じて使用した**小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●％の調達を実現している」などと訴求**することや、非化石証書を電気の販売に応じて使用した小売電気事業者が「非化石証書の使用により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（**いわゆる「ＣＯ２ゼロエミッション電源」）●●％の調達を実現している」などと訴求**することは、**当該事業者が同証書の使用により環境価値の訴求が可能**となることから、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、**小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない**。

非FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて

- 非FIT非化石証書に係る環境表示価値や電源構成表示の訴求方法について検討する上では、以下のような項目について整理が必要ではないか。

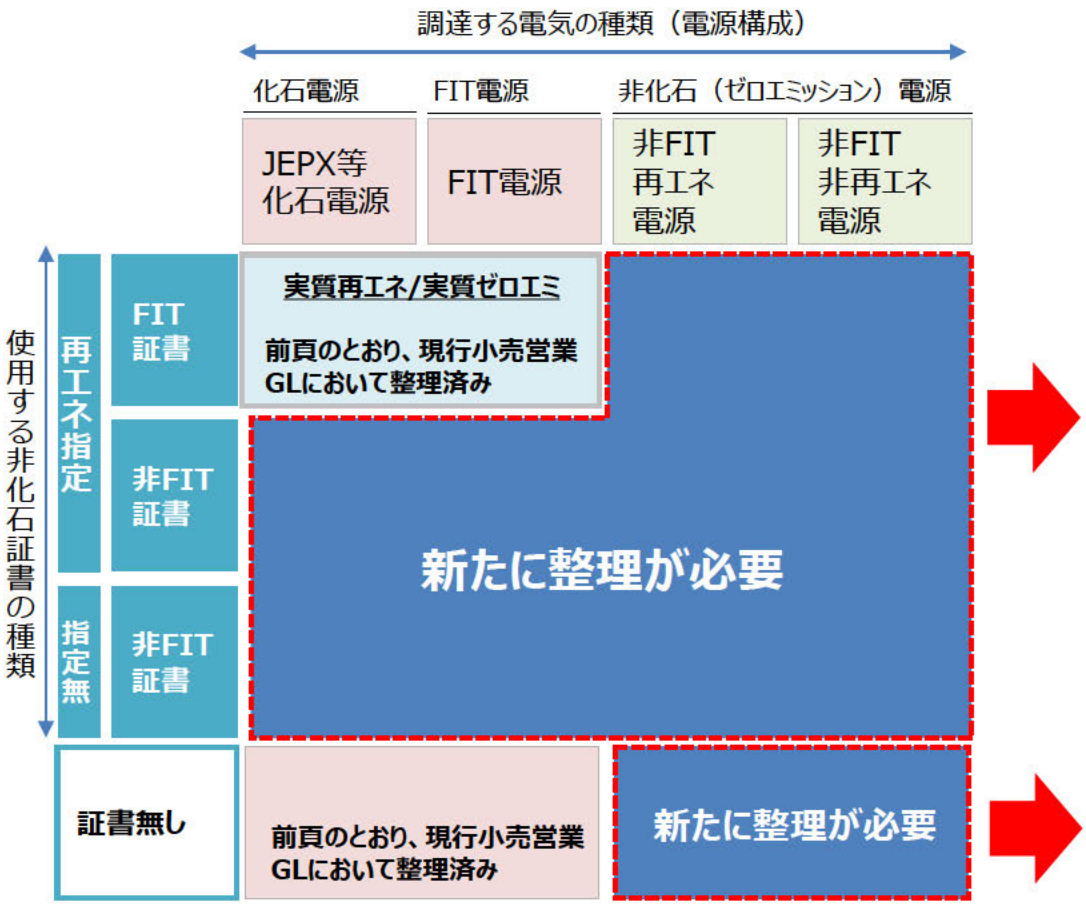

	項目	整理すべき内容
論点①	非FIT非化石証書を活用した**需要家への訴求方法**	• 小売電気事業者が非FIT非化石証書を調達し、販売する電気に当該証書を活用している場合、需要家に対してその価値をどのように訴求することが可能か。
論点②	非FIT非化石電気を調達した場合の**電源構成表示**	• 非FIT非化石証書の導入に伴い、非FIT非化石電源から発電された電気の環境価値は証書に帰属し電気とは切り離されることとなるが、非FIT非化石電源から発電された電気を調達している場合、電源構成上どのように表示すればよいか。

論点①-1 非FIT非化石証書を活用した環境表示価値について

- 現行の小売営業GLでは、小売電気事業者が非化石証書を取得・使用した場合、電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいて、例えば、「再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、**実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している**」**などと訴求することは許容されている**。
- このため、**基本的には、非FIT非化石証書を活用した場合においても、従前の整理に則して、「実質的に」という表現を補う**など、**電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、環境価値を訴求することは問題ないものと整理**してはどうか。（詳細は本資料P.19，20の通り）

小売営業GL上の記載（再掲）

非化石価値取引市場について、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること等から、**非化石証書を使用したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。**

このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したことを理由として「再生可能エネルギー電気を１００％発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。

ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書を電気の販売に応じて使用した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することや、**非化石証書を電気の販売に応じて使用した小売電気事業者が「非化石証書の使用により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「ＣＯ２ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などと訴求**することは、**当該事業者が同証書の使用により環境価値の訴求が可能**となることから、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、**小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない。**

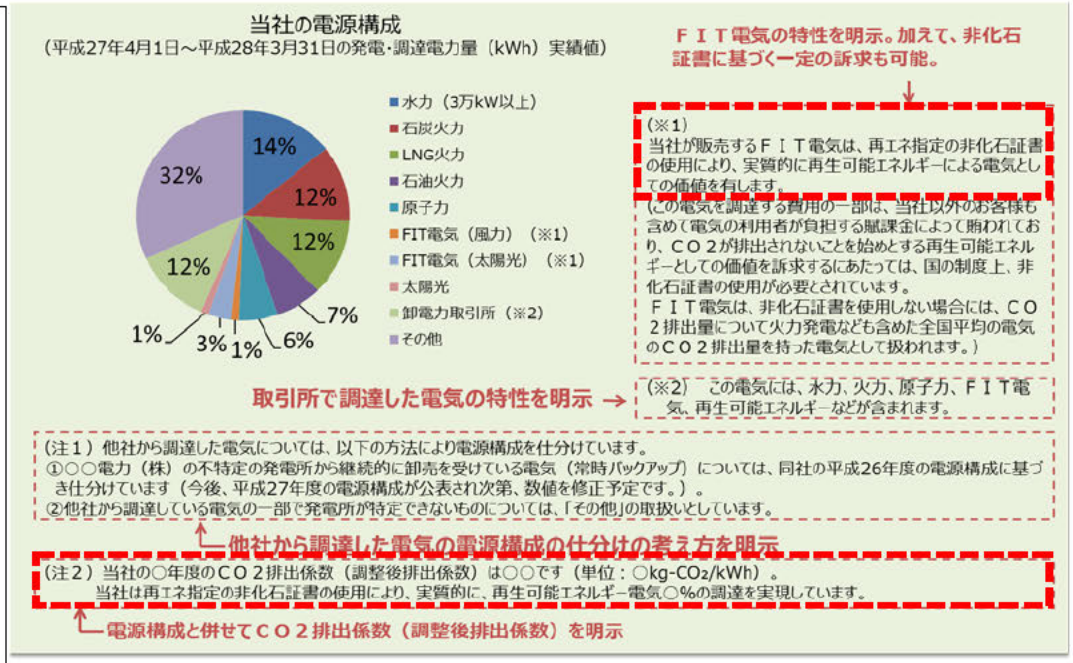

非化石証書の種類と環境表示価値について

- 非化石証書は、「**再エネ指定（FIT/非FIT）**」と「**指定無し**」の２種類があり、現行の整理に基づくと、**いずれの非化石証書**でも、小売電気事業者が電気と一体的に使用することによって、**実質的にCO2排出量ゼロ（ゼロエミッション）電気**として販売可能。
- 他方、**環境表示価値に関しては**、**再エネ指定証書のみ**、電源構成外表示において、「**実質的に再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している**」などと訴求することが可能。
- こうした観点から、使用する非化石証書の種類と組み合わせる電源の種類によって、需要家への様々な訴求方法が考えられることから、新たに整理が必要。

証書のメニューとそれぞれの持つ価値のまとめ

平成28年11月電力システム改革貫徹のための政策小委員会市場整備ワーキンググループ第３回資料より抜粋

- 非化石証書のうち、下記のように**再エネ指定メニューを創設し**、非化石価値及びゼロエミ価値には差異がないものの、需要家に付加価値を訴求する際に、**電源構成外表示の部分で**、下記の表の通り、**差異が出る**ものとしてはどうか。

保有する価値＼メニュー指定		再エネ指定（FIT含む）	指定無し
①非化石価値		有	有
②ゼロエミ価値		0kg-CO2/kWh	0kg-CO2/kWh
③環境表示価値	電源構成表示	影響しない（※）	影響しない
	電源構成外表示	①CO2排出係数０と表示可 ②再エネ由来の証書を購入していることを訴求可能。	①CO2排出係数０と表示可 ②なし

差異が発生する

※ＦＩＴ再エネ電源と非ＦＩＴ再エネ電源の違いは、引き続き、電源構成表示の差異によって反映される。

論点①-２ 非化石証書を活用した際の訴求方法について(1)

- 小売電気事業者が調達する電気の再エネとしての価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないか。
- 特に、水力などの非FIT再エネ電源の電気に再エネ指定の非化石証書を組み合わせた場合は、**電源構成（特定電源価値）と非化石証書の種類（再エネ指定非化石証書）が一致**しており、需要家への誤認を与える懸念がないことから、**従前とおりの訴求内容（例えば、水力・再エネ）を行うことを認めてはどうか。**

＜調達する電気が再エネ電気であることを訴求する場合＞

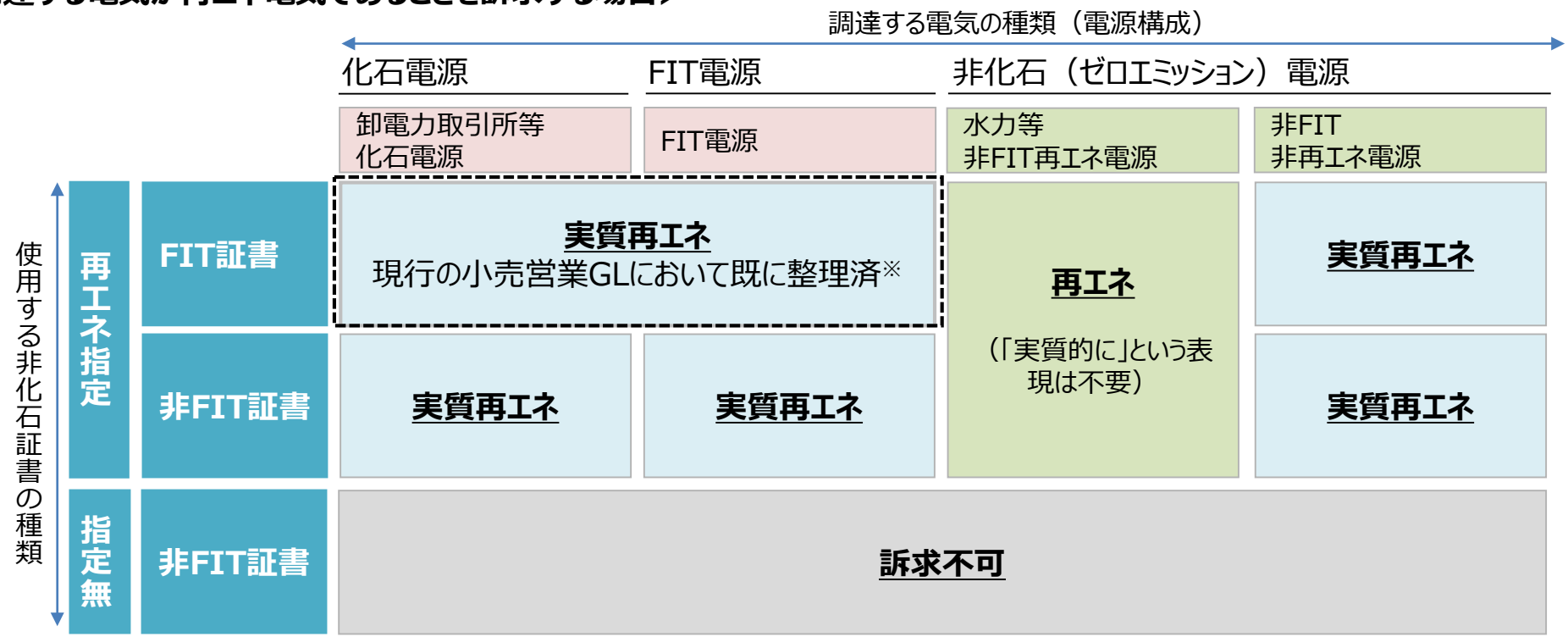

※本資料P.15「（参考）FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

論点①-２ 非化石証書を活用した際の訴求方法について(２)

- 小売電気事業者が調達する電気のゼロエミッション価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないか。

＜調達する電気がゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する場合＞

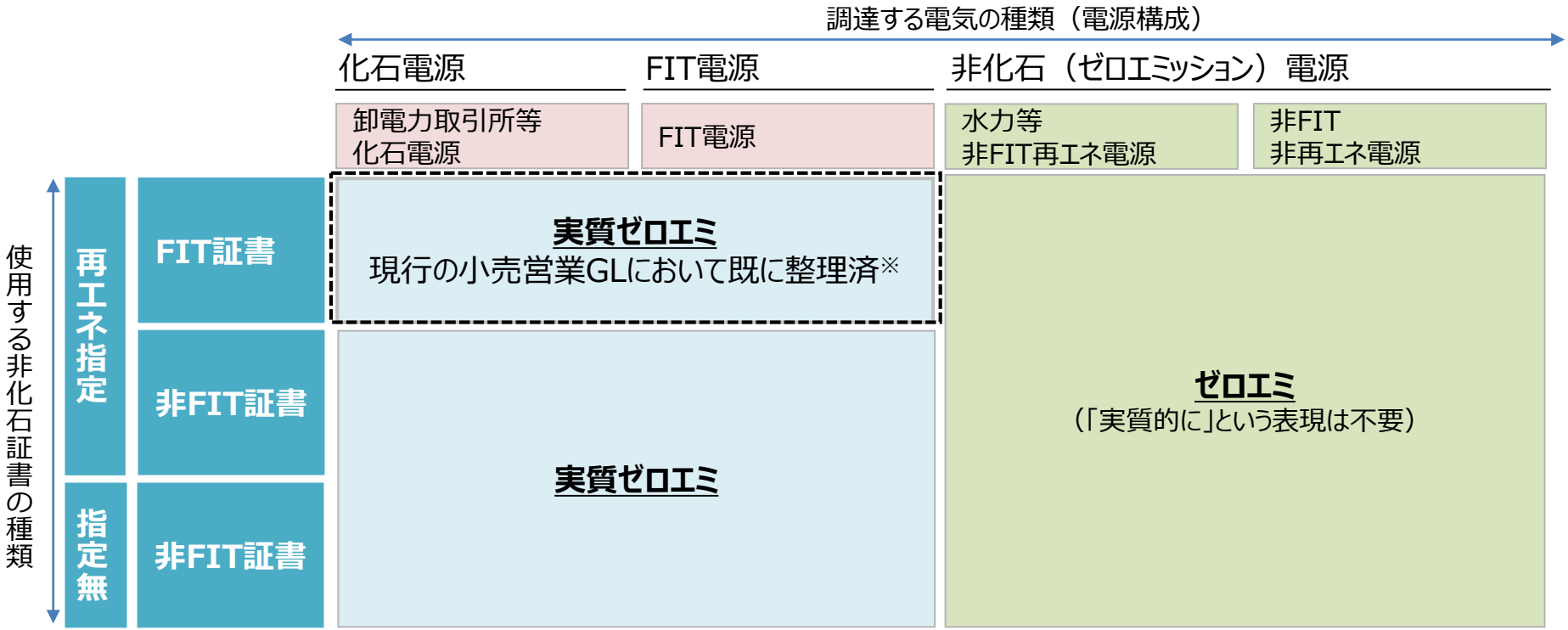

※本資料P.15「（参考）FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

（事例）非FIT非化石証書を活用した需要家への訴求方法について

- 現状、大型水力などの非FIT非化石電源から相対で電気を調達している小売電気事業者が、**再エネの環境価値及び水力としての電源特定価値を訴求したメニューを設定して、**需要家へ電気を販売している事例あり。
- **今後、当該メニューの継続に当たって**は、**水力由来の電気を相対で調達することに加え**、**再エネ指定の非化石証書を相対取引または市場取引によって調達**する必要がある。

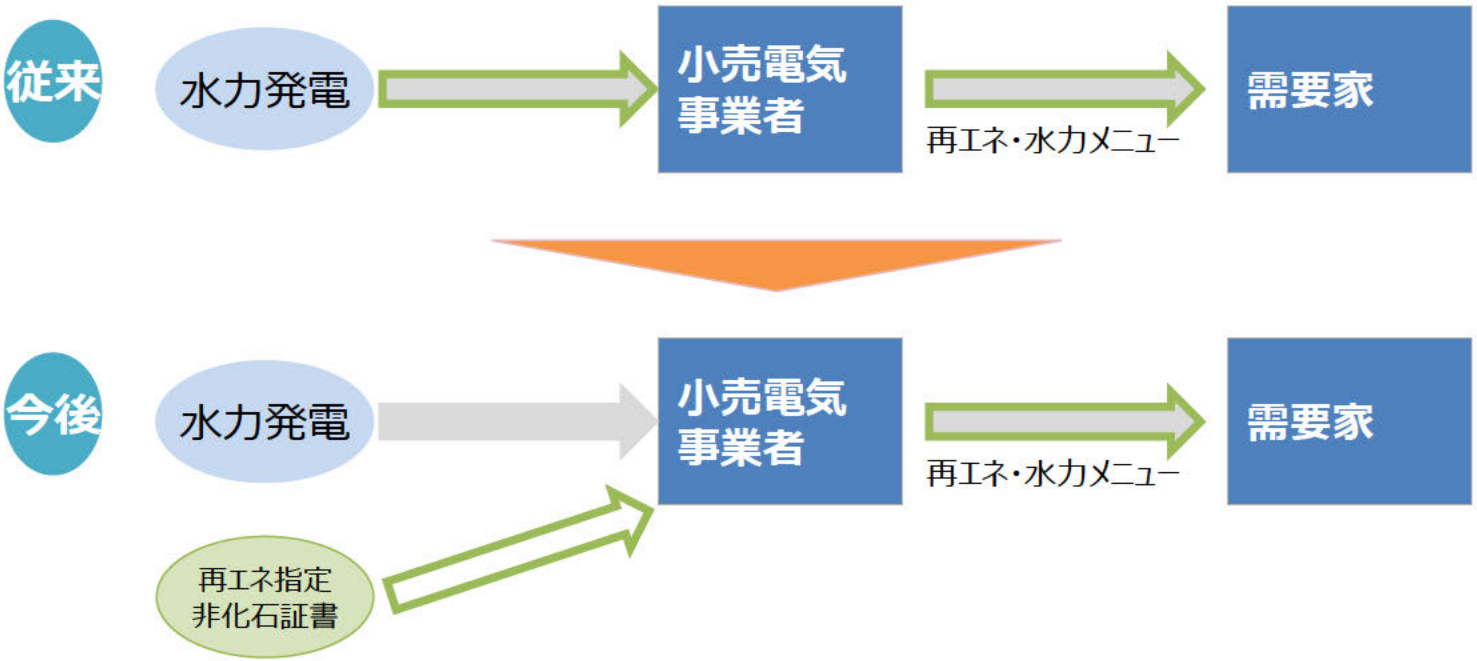

備考

✓調達する電気の水力としての特定電源価値（電源構成）とともに、再生可能エネルギーとしての環境価値を訴求していた。

備考

✓調達する電気の水力としての特定電源価値（電源構成）は従前から変わらず訴求可能。

✓再生可能エネルギーとしての環境価値を再エネ指定非化石証書として調達しており、結果的に従前と同様の価値を訴求可能。

論点②非FIT非化石電源の電源構成表示について

- 非FIT非化石証書が導入されると、非FIT非化石電源由来の電気の環境価値は証書に帰属し電気とは切り離されるため、**非FIT非化石電源から発電された電気のみを調達している場合、その環境価値は訴求できない。**
- 例えば、水力発電由来の電気を相対取引によって調達した場合、電源構成表示上は、「水力発電」であるものの、その電気に環境価値は含まれていない。この場合、**電源構成表示上、単に「水力発電」由来と表示しただけでは、社会通念上、水力発電の電気はCO2排出量ゼロや再生可能エネルギーといった環境負荷の低い電力というイメージがあることから、需要家の誤認を招く可能性がある。**
- このような誤認を避けるため、**小売電気事業者が非FIT非化石電源に由来する電気を調達しているものの、別途非化石証書を取得・使用していない場合**においては、**その電気にはCO2排出量ゼロ等の環境価値が含まれていないことを需要家への誤認を招かないよう適切に説明する必要がある**のではないか。

※FIT電気の電源構成表示については、現行の小売営業指針に基づくと、FIT電気には制度上環境価値がない旨記載することを前提とした上で、**非化石証書を使用しない小売電気事業者の場合には、そのFIT電気には環境価値が無い旨を付記することを求めている。例えば、非FIT非化石電源に由来する電気を調達している場合においても、小売電気事業者が所定の非化石証書を使用しない場合には、FIT電気の電源構成表示のように環境価値が無い旨の説明を求める等**が考えられるのではないか。

※※また、これと同様に、小売電気事業者が非FITの再生可能エネルギー電源に由来する電気を調達しながらも再エネ指定無しの非化石証書を取得・使用している場合も、その電気には再生可能エネルギーとしての価値が含まれていないことを適切に説明する必要があるのではないか。

（例）電源構成表示上のFIT電気の説明内容

今後の進め方

- 本日の非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける議論を踏まえて、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論を行うこととする。
  ※小売営業GLの改正にあたって、小売電気事業者が2020年度の電源構成を公表する際に参照できるよう、2020年度内のできるだけ早くに検討を行うこととするのが望ましいのではないか。